



補聴器購入費の助成事業のご案内

加齢による聴力の低下により、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、コミュニケーション能力の維持向上や社会参加の促進を図ることを目的に補聴器の購入に係る費用の一部を助成します。

対象者

以下の条件を全て満たす人

- ・玉野市に住民登録のある65歳以上の人
- ・住民税非課税世帯に属する人
- ・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認められた人
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人

助成内容

- ・補聴器購入にかかる費用の1/2以内 上限5万円
※片耳、両耳問わず上限は5万円です。
- ・助成を受けられるのは、一人1回限りです。
- ・修理代、文書料、診察料は対象になりません。

申請に必要な物

- ・高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- ・補聴器適合に関する診療情報提供書
- ・認定補聴器専門店が作成した見積書

【注意事項】

- ・玉野市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。
- ・補聴器は高額なものがあり、また購入すると返品ができないことも多いので、よく家族や医師と相談してから申請しましょう。
- ・補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするものではなく、本人の状態にあった調整が必要です。専門知識・技能を持った販売店から購入を条件としています。

申請から助成までの流れについては裏面をご覧ください。

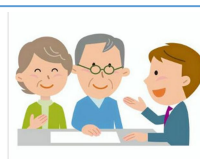


申請から助成までの流れ

①申請書の取得

市役所（長寿介護課）窓口にて申請書をお渡しします。

※申請書は市ホームページでもダウンロードできます。



②耳鼻咽喉科の受診

申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の装用が必要と認められた時は、医師に「診療情報提供書」を記入してもらってください。

※**補聴器相談医**（市内外問いません）が在籍する耳鼻咽喉科で受診してください。

※受診料、検査費用、文書料は自己負担です。



③見積書の取得

医療機関や補聴器販売店等で相談、試聴等を行い、購入する補聴器の見積書を取得してください。

※補聴器の購入可能店舗は、**認定補聴器技能者の在籍店舗**（市内外問いません）に限ります。



④申請・決定

申請書、診療情報提供書、見積書を市役所窓口へ提出してください。

※提出先は、長寿介護課（市役所9番窓口）まで

※提出は郵送も可としますが、送料は自己負担です。

※申請書は、医師の診療情報提供書の記入日からできるだけ6か月以内に提出してください。

市から助成決定通知書が届きます。

※**助成決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください。**

⑤購入

助成決定通知書を持参し、決定を受けた購入店舗（見積書を取得した店舗）にて決定を受けた型式の補聴器を購入してください。

⑥市に請求

市役所へ助成金請求書を提出してください。

ご指定の振込口座に助成金が振り込まれます。

